

北九州市公報

発 行 所
北九州市小倉北区城内 1 番 1 号
北 九 州 市 役 所

目 次

◇ 告 示	ページ
○ 収納事務の委託【保健福祉局健康医療部保険年金課】	2
○ 介護老人保健施設からの廃止の届出【保健福祉局地域福祉部介護保険課】	3
○ 包括外部監査契約の締結【行政委員会事務局監査第一課】	4
○ 新たに生じた土地の確認【市民文化スポーツ局市民総務部戸籍住民課】	5
○ 町の区域の変更【市民文化スポーツ局市民総務部戸籍住民課】	6
○ 字の区域及び名称の変更【市民文化スポーツ局市民総務部戸籍住民課】	7
◇ 公 告	
○ 特定調達契約に係る一般競争入札の契約【技術監理局契約部契約課】	1 0
◇ 訂 正	
○ 第 4 5 6 6 号の訂正【建築都市局計画部開発指導課】	1 4

北九州市告示第 1 3 4 号

国民健康保険法（昭和 3 3 年法律第 1 9 2 号）第 8 0 条の 2 及び北九州市会計規則（昭和 3 9 年北九州市規則第 4 9 号）第 4 0 条第 1 項の規定により、国民健康保険料の収納事務を次のとおり委託した。

令和 2 年 4 月 6 日

北九州市長 北 橋 健 治

受託者		委託期間
名称	住所	
株式会社電算システム	岐阜県岐阜市日置江一丁目 5 8 番地	令和 2 年 4 月 1 日から 令和 3 年 3 月 3 1 日まで

北九州市告示第 1 3 5 号

介護保険法（平成 9 年法律第 1 2 3 号）第 9 9 条第 2 項の規定により、介護老人保健施設から廃止の届出があったので、同法第 1 0 4 条の 2 の規定により次のとおり告示する。

令和 2 年 4 月 6 日

北九州市長 北 橋 健 治

介護老人保健施設

介護保険事業者番号	施設の名称	施設の所在地	設置者の名称	廃止年月日
4 0 5 7 6 8 0 0 7 8	光寿荘	北九州市門司区大字 田野浦 1 0 1 8 番地 1	医療法人碧水会	令和 2 年 3 月 3 1 日

北九州市告示第 1 3 6 号

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 5 2 条の 3 6 第 1 項の規定により包括外部監査契約を締結したので、同条第 6 項の規定により次のとおり告示する。

令和 2 年 4 月 6 日

北九州市長 北 橋 健 治

1 契約を締結した者の氏名及び住所

（ 1 ） 氏名 小島智也

（ 2 ） 住所 北九州市戸畑区一枝一丁目 6 番 3 2 号

2 契約の期間の始期

令和 2 年 4 月 1 日

3 監査に要する費用の額の算定方法

基本費用並びに執務費用及び実費の合算

4 監査に要する費用の支払方法

監査の結果に関する報告提出後に一括払いとする。ただし、相手方から請求があった場合において、必要があると認めるときは、費用の一部を概算払とすることができるものとする。

北九州市告示第 1 3 9 号

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 9 条の 5 第 1 項の規定により、北九州市の区域内に次の土地が新たに生じたことを令和 2 年 3 月 1 8 日に確認した旨の届出があったので、同条第 2 項の規定により告示する。

令和 2 年 4 月 6 日

北九州市長 北 橋 健 治

新たに生じた土地の表示	地積（平方メートル）
北九州市門司区大字今津 2 7 4 の 1 から 2 7 4 の 3 まで地先公有水面埋立地	3 万 1 , 0 8 4 . 7 4

北九州市告示第 1 4 0 号

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 6 0 条第 1 項の規定により、北九州市の町の区域を次のように変更する。

上記処分は、告示の日から効力を生ずるものとする。

令和 2 年 4 月 6 日

北九州市長 北 橋 健 治

次の区域を門司区新門司北三丁目の町区域に編入する。

新たに生じた土地
北九州市門司区大字今津 2 7 4 の 1 から 2 7 4 の 3 まで地先公有水面埋立地 3 万 1 , 0 8 4 . 7 4 平方メートル

北九州市告示第 1 4 1 号

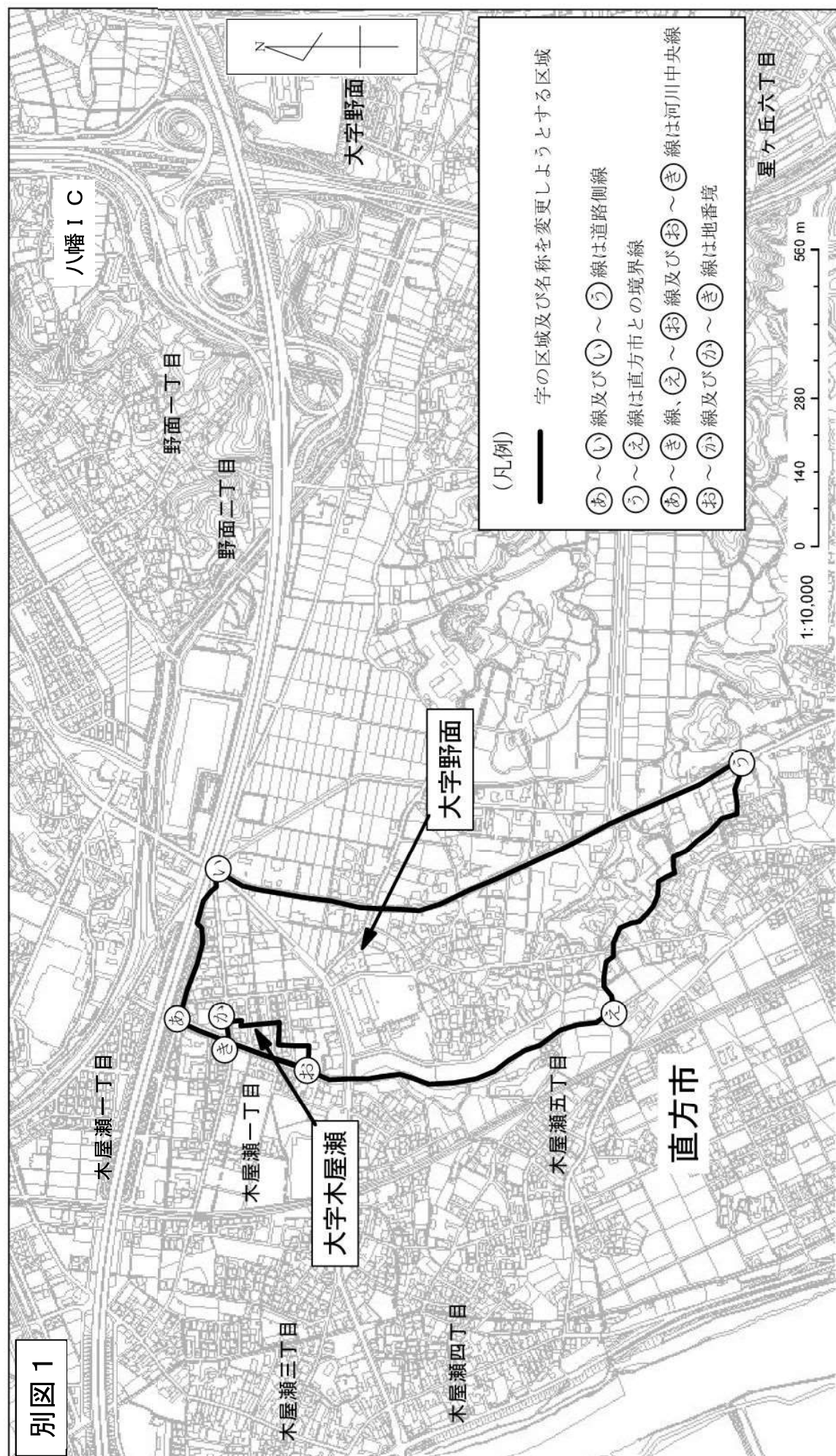
地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 6 0 条第 1 項の規定により、北九州市の字の区域及び名称を次のように変更する旨の届出があった。

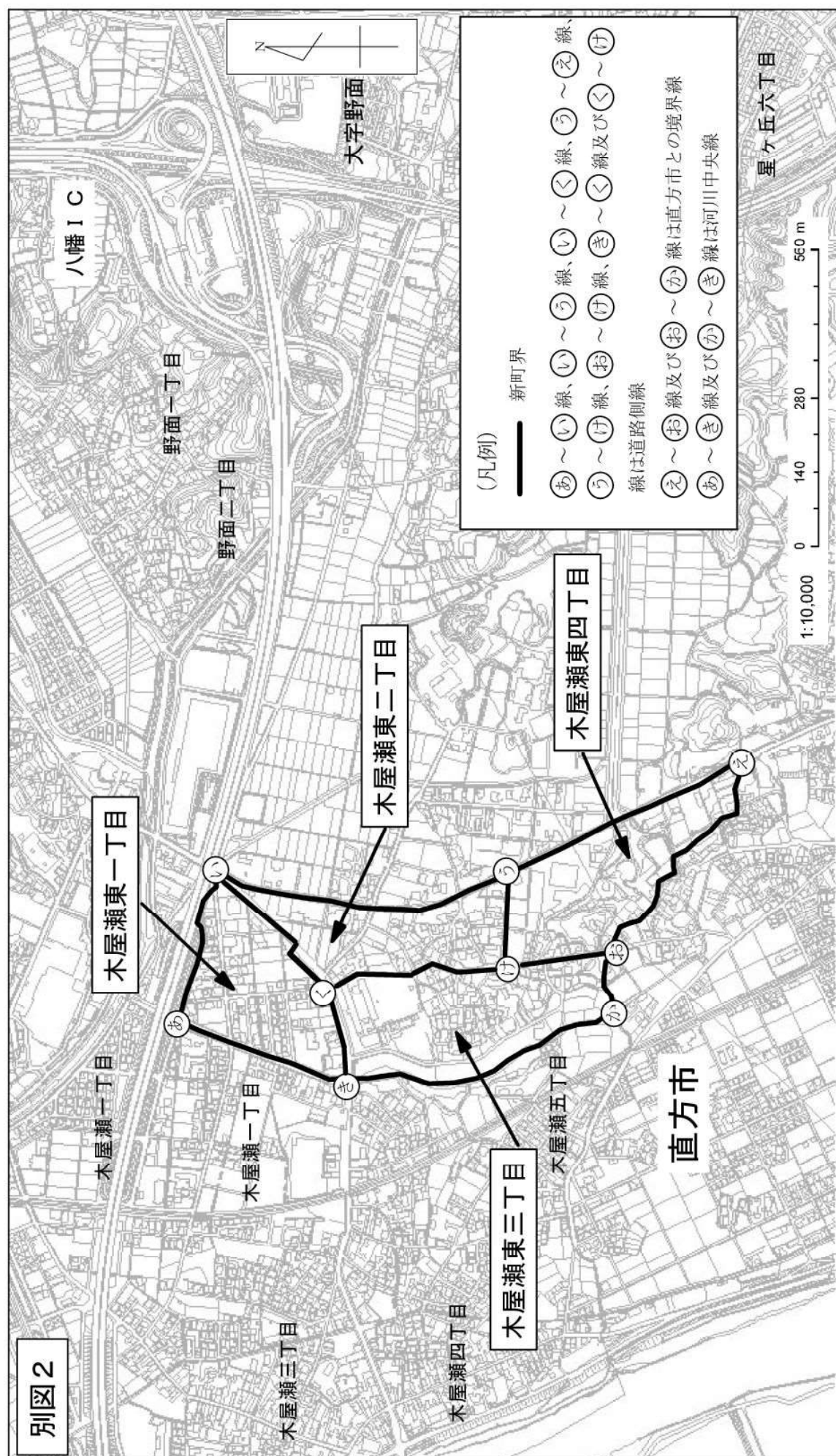
上記の処分は、令和 2 年 8 月 1 日から効力を生ずるものとする。

令和 2 年 4 月 6 日

北九州市長 北 橋 健 治

別図 1 の区域内の字の区域及び名称を、別図 2 のように変更する。





北九州市公告第 2 3 6 号

一般競争入札により、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成 7 年政令第 3 7 2 号）第 4 条に規定する特定調達契約を締結するので、北九州市物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成 7 年北九州市規則第 7 8 号）第 5 条第 1 項の規定により読み替えて適用する北九州市契約規則（昭和 3 9 年北九州市規則第 2 5 号。以下「契約規則」という。）第 4 条第 1 項の規定により次のとおり公告する。

令和 2 年 4 月 6 日

北九州市長 北 橋 健 治

1 調達内容

（１） 購入品目及び数量

芝生保護材 一式

（２） 購入物品の特質等 仕様書に定めるとおり

（３） 履行期間 令和 2 年 7 月 1 日から同月 2 0 日まで

（４） 納入場所 北九州市小倉北区浅野三丁目 9 番 3 3 号

ミクニワールドスタジアム北九州

（５） 入札方法 総価により行う。入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の 1 1 0 分の 1 0 0 に相当する金額を入札書に記載すること。

なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 1 0 0 分の 1 0 に相当する金額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札金額とする。

（６） 電子入札案件 この公告に係る入札は、原則として電子入札システムにより行う。

2 電子入札に関する事項

（１） この公告に係る入札は、競争参加資格確認申請書（添付資料を除く。）の提出、競争参加資格確認通知書の発行、入札書（内訳書を含む。）の提出、開札、落札者の決定、落札通知書の発行等を電子入札システムにより行う。ただし、電子入札により難しい場合は、事前に発注者の承諾を得て、北九州市電子入札運用基準（以下「運用基準」という。）第 1 章 1 - 2 （２）に規定するサブシステム又は紙入札により行うことができるものとする。

（２） 電子入札による手続開始後に、紙入札への途中変更は行わないものとする。ただし、入札参加者にやむを得ない事情が生じた場合には、発注

者の承諾を得て紙入札に変更できるものとする。

- (3) その他電子入札に係る運用については、北九州市電子入札実施要領、運用基準及び電子入札心得（一般・物品）によるものとする。

3 競争入札参加資格

次の各号のいずれにも該当する者であること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 北九州市物品等供給契約の競争入札参加者の資格及び審査等に関する規則（平成7年北九州市規則第11号）第6条第1項の有資格業者名簿（以下「有資格業者名簿」という。）に記載されていること。
- (3) 本市から指名停止を受けている期間中でないこと。

4 競争入札参加資格審査の申請

この公告に係る一般競争入札に参加を希望する者で有資格業者名簿に記載されていないものは、北九州市技術監理局契約部契約制度課（電話 093-582-2545）に本入札に参加を希望する旨を告げた上で、令和2年4月30日まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「日曜日等」という。）を除く。）に競争入札参加資格審査申請を行わなければならない。

5 入札手続等

- (1) 契約条項を示す場所及び日時

ア 場所 北九州市小倉北区域内1番1号

北九州市技術監理局契約部契約課

イ 日時 この公告の日から令和2年5月19日まで（日曜日等を除く。）の毎日午前9時から午後4時30分まで

- (2) 入札説明書及び仕様書の交付方法

北九州市技術監理局契約部のホームページからダウンロードする方法により交付する。ただし、これにより難しい場合は、前号アの場所において無償で交付する。

北九州市技術監理局契約部のホームページ

<http://www.k-nyusatsu.city.kitakyushu.jp/index.html>

- (3) 入札説明会 入札説明会は、行わないものとする。

- (4) 競争参加資格確認申請書の提出期間及び提出場所

この公告に係る一般競争入札に参加を希望する者は、競争参加資格確認申請書を電子入札システムにより、同申請書の添付資料を紙媒体により提出し、競争参加資格の確認を受けなければならない。ただし、発注者の承

諾を得て当初から紙入札により参加する場合は、同申請書及び同申請書の添付資料を紙媒体により提出し、競争参加資格の確認を受けなければならない。

ア 電子入札システムによる提出期間

この公告の日から令和2年4月30日まで（日曜日等を除く。）の毎日午前9時から午後4時30分まで

イ 紙入札により参加する場合及び電子入札システムにより参加する場合の紙媒体の提出

（ア） 提出期間

この公告の日から令和2年4月30日まで（日曜日等を除く。）の毎日午前9時から午前11時30分まで及び午後1時から午後4時30分まで

（イ） 提出場所

第1号アの場所

（ウ） 提出方法

持参又は郵送（書留郵便に限る。）すること。

（5） 入札書の提出期限及び提出場所

入札書は、電子入札システムにより提出すること。ただし、発注者の承諾を得た場合は、紙媒体により郵送（書留郵便に限る。）すること。

ア 電子入札による入札書受付期間

令和2年5月11日から同月18日まで（日曜日及び土曜日を除く。）の毎日午前9時から午後4時30分まで及び同月19日午前9時から午後2時まで

イ 郵送による入札書の提出期限

第1号アの場所に令和2年5月18日午後5時までに必着のこと。

（6） 開札の場所及び日時

ア 場所 第1号アの場所

イ 日時 令和2年5月19日午後2時10分

6 その他

（1） 契約手続において使用する言語及び通貨

ア 言語 日本語

イ 通貨 日本国通貨

（2） 入札保証金及び契約保証金

ア 入札保証金 入札価格の100分の5以上。ただし、契約規則第5条第7項各号のいずれかに該当する場合は、免除する。

イ 契約保証金 契約金額の 100 分の 5 以上。ただし、契約規則第 25 条第 7 項第 1 号又は第 3 号のいずれかに該当する場合は、免除する。

(3) 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

ア この公告に示した競争入札参加資格のない者がした入札

イ 申請書等に虚偽の記載をした者がした入札

ウ 契約規則第 12 条各号のいずれかに該当する入札

エ 北九州市電子入札実施要領第 10 条各号のいずれかに該当する入札

(4) 落札者の決定方法 契約規則第 13 条第 1 項の規定により定められた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札を行った者を落札者とする。

(5) 契約書作成の要否 要

(6) 契約書作成に要する費用（収入印紙等）は、全て落札者の負担とする。

(7) この公告に係る契約は、政府調達に関する協定の適用を受けるものである。

(8) この公告に係る契約に関する事務を担当する主管課の名称及び所在地等

北九州市技術監理局契約部契約課

〒803-8501 北九州市小倉北区城内 1 番 1 号

電話 093-582-2017

7 Summary

(1) Product and Quantity

Grass protector material

Quantity: 1 set

(2) Deadline for the submission of tender

For tenders via the electronic bidding system :

2:00p.m., May 19, 2020

For tenders submitted by mail :

5:00p.m., May 18, 2020

(3) For further information, please contact: Contracts Division,
Contracts Department, Engineering Supervision Bureau, City of Kitakyushu

正誤表

年	号	頁	訂正の箇所	正	誤
令和2年	第4566号	3	4行目	令和2年1月7日	令和元年1月7日